

農地の貸し借りの手続きが変わります

農地の分散化を解消し、農地の集約化を進めるとともに、担い手の確保・育成等を図るための関係法令の改正により、農地の貸し借りの手続きが変わります。

現行

農地の貸し借りの手続き

- ①利用権設定等促進事業
…貸主と借主による契約
- ②農地中間管理事業
…農地中間管理機構を介した契約

概ね 1年後

②農地中間管理事業

～一本化

※①、②以外に農地法第3条許可申請の手続きがあります。

①利用権設定等促進事業の取扱い

- ・令和7年3月31日または地域計画が策定されるまでは、新規・更新手続きは可能
- ・貸借期間が令和7年3月31日を超えても設定期間満了まで契約は有効

農地中間管理事業の概要

【特徴】

- ・農地中間管理機構が各市町村と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- ・賃借料は、農地中間管理機構が徴収・支払を行います。
- ・農地は契約終了後、必ず所有者へ返還されます。(更新も可能です。)

【借り受ける農用地の基準】

- ・農業振興地域内の農用地であること。
- ・借受希望者が見込まれる農用地であること。
- ・再生不能な遊休農地など、著しく利用困難な農用地でないこと。
- ・登記名義人が明らかである農地であること。



お問い合わせ先 指宿市農業委員会事務局 TEL0993-22-2111

利用権設定等促進事業に関すること…振興係 内線 723

農地中間管理事業に関すること…地域計画係 内線 724



川南・東方, 上手地区で座談会を開催

2月13日、指宿校区公民館において、川南・東方、上手地区における座談会（地域計画に係る協議の場）が開催されました。地域計画の概要と新西方地区が制作した年齢別の地図の紹介や営農塾を実施している事例の説明がされたあと、2地区に分かれてグループワークを実施。「農地の現状について」と題し、日ごろの悩み事などを共有し、課題解決に向けた意見交換を行いました。参加者同士で活発な意見が飛び交いました。



LINE登録をお願いします

地域計画にかかる「協議の場」は、農業委員、農地利用最適化推進委員、環境整備会の役員の方々と協議した後に、場所と日程を決定します。

日程が決まり次第、市公式LINEにてお知らせしますので、登録をお願いします。



指宿市公式LINE

農用地あっせん情報

令和6年1月25日委員会承認

所在	地目		面積 (㎡)	希望 内容
	登記	現況		
新西方字砂入（新西方団地周辺）	畑	畑	708	売渡
山川福元字平ノ下（山川がんばろう館周辺）	畑	畑	616	売渡
山川岡兒ヶ水字乗越（徳光公民館周辺）	畑	畑	1,836	売渡

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724